

第2次米沢市男女共同参画基本計画＜改定版＞（案）に係るパブリック・コメントの結果について

第2次米沢市男女共同参画基本計画＜改定版＞（案）に対し、御意見いただきましてありがとうございました。
いただいた御意見を参考に、本市の男女共同参画を推進してまいります。

1 募集対象計画等

第2次米沢市男女共同参画基本計画＜改定版＞（案）

2 募集期間

令和4年12月1日（木）～令和4年12月20日（火）

3 意見の提出者数及び件数

提出者数4名／提出件数7件

4 意見の内容及び意見に対する回答

次ページ以降に記載しています。

第2次米沢市男女共同参画基本計画<改定版>（案）に係るパブリック・コメントの回答について

番号	章・施策	頁	意見の内容	回答	担当課	修正の有無
1	概要版 I の 3	1	「若年女性の地方流出」という言葉は、計画内容と逆の印象がある。	該当部分の表現を「若年女性の市外流出」へ修正します。基本計画・第2章2.2部分にも同様の記載がございましたので、そちらも同様に修正いたします。	地域振興課	有
2	第2章 2.2 (6)	8	「本市においても、平成31年2月に市長が『イクボス宣言』を行い・・・」とあります。「イクボス」という言葉について、ステレオタイプ※の観点から、言及します。この言葉は社会一般的には「部下の育児への参画に理解がある上司」という意味が浸透しています。こういった、特定の立場・地位にある人を取り上げて名づけられた呼称は、多くのジェンダー専門家によって、ステレオタイプを強化・再生産する可能性があるとして指摘されています。「イクボス」の場合は、「男性の育児への積極的参画を促すのは上司・経営者の役割である」という認識が過剰に広まってしまい、部下や同僚たちの理解が得られないケースが起こる懸念があります。 そのような事態を防ぐための、善後策が必要かと考えます。また、今回の計画には見られませんでした。が、「イクメン」や「〇〇男子」、「〇〇女子」といった言葉にも、ジェンダー・ステレオタイプの観点から同様の指摘がなされています。今後、市が男女共同参画に関する広報等実施する際には、そういった言葉を使わないことを心がけていただきたいと思います。 ※ステレオタイプ：多くの人に浸透している固定概念や	イクボスとは、「育児を支援する上司」として活用されている言葉ですが、本市では、「イクボス宣言」を行い、組織的にワーク・ライフ・バランスを推進する意味で使用し、取り組んでいます。 しかしながら、例えば、「イクメン」や「リケジョ」など、あえて少数派としての分類表現は、広く浸透している言葉ではあるものの、性別による思い込みを助長する可能性もあることから、慎重に使用すべき言葉であると考えています。 御意見を踏まえ、当計画の主な施策（2）「人権尊重と男女共同参画意識の高揚と体制づくり」の具体的な取組②を、「②市が作成する公的な印刷物、ウェブサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）への掲載等の表現は、人権尊重と男女共同参画の視点を立って十分配慮しますを尊重するとともに、性別による思い込みを助長しないように配慮します。」に修正いたします。	地域振興課	有

番号	章・施策	頁	意見の内容	回答	担当課	修正の有無
			思い込みのこと。			
3	第3章 3.2 基本目標Ⅰ 基本方針2	15-16	これからの時代を担う子ども達に、男女共同参画に対する高い意識を持ってもらううえで、学校は大きな役割を果たすと思います。教育内容自体は、キャリア教育等を取り入れ、セクシズム（性差別）を生み出さない工夫がされたものになってきていると実感しています。しかし、いわゆる「隠れたカリキュラム」の存在は否定できないのではないのでしょうか。「隠れたカリキュラム」とは「家庭科の授業を女子だけ、技術の授業を男子だけが受ける」といったわかりやすいジェンダー別のカリキュラムとは異なり、性別役割意識を無意識のうちに再生産するようなものを指します。「隠れたカリキュラム」の存在が認められたら、なくすように指示する、もしくは、存在している理由を説明する等のどちらかを行うべきです。説明するときには、わざわざ男女を区別・差別するようなカリキュラムを実施していることの妥当性を証明するような説明が求められます。ぜひ「隠れたカリキュラム」の改善を図っていただきたく存じます。以下、米沢市の学校で未だに見られる「隠れたカリキュラム」として、私が思いつく限りのものを記します。 ①「男女別の出席番号」です。男女別に編成されているだけでなく、男子が前、女子が後ろ、という順番になっていることも問題です。このことは、子どもたちに、「男子はつねに女子の前や上にいる」という意識を植え付けてしまうのではないのでしょうか。 ②中学校の制服や体操服です。すでに保護者等へのアンケート調査が行われているとも聞いています。「男らし	人権尊重と男女共同参画の視点から、男女共同参画を実践する人を育てていくため、本市の学校教育においても御指摘のとおり、男女を区別する際には妥当性の説明が必要であり、妥当性がない部分については改善を図る必要があると考えております。 なお、御意見いただきました3点について、以下のように考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。 ①男女別の出席番号につきましては、現在約半数の学校で男女混合の名簿を使用しています。また、男女別名簿を使用中の学校でも、今後の男女混合名簿について検討中です。 ②制服や体操服につきましては、現在も制服のズボンやスカート、体操着の色を選択できるように配慮しています。今後、制服や体操着が変更される際は、性別に捉われず、個人の人権に配慮したものとなるよう、意識してまいります。 ③母親委員会は、PTA組織に女性が参加しやすい環境を作り、男女共同参画を実現するためのものとして捉えており、各PTAがそれぞれの判断で設置しています。近年、他県ではその名称を変更する動きもあるようですので、その動向を注視するとともに、PTAの女性参画について各学校への周知を図ってまいります。	学校教育課	無

番号	章・施策	頁	意見の内容	回答	担当課	修正の有無
			さ」「女らしさ」を強要するような男女別の制服・体操服には改善の余地があるのではないのでしょうか。 ③子どもたちと直接には関わりませんが、PTAの母親委員会の存在です。専門家により母親委員会は全国でも山形県でしか組織されていないとの指摘がされています。地域社会・家庭内における性別役割意識の形成を助長する典型的な例であり、早急な改善が求められるかと思えます。			
4	第3章 3.2 基本目標Ⅱ 基本方針6	22	「女性の割合が高いパートタイム労働等の非正規雇用労働者の就労支援を継続し、様々な就業形態で働く方々の労働条件を向上させ、安心して働くことができる労働環境の整備を促進します。」との記載があります。非正規雇用労働者として働く女性達を支援することも重要ですが、それと並行して、正規雇用労働者として働くための門戸を広く開くための政策も必要なのではないのでしょうか。非正規雇用労働者の女性たちは、経済的な自立が難しく、高額な物品の購入やライフプランの設計にかかわる重大な決定をする際に、安定した収入を得られる正規雇用労働者（多くの場合は夫）に依存せざるを得ません。これは、女性の（特に老後の）生活自立を妨げているだけではなく、女性たちがDV等により家庭から逃れたいときにも、ためらう原因になってしまいます。また、特にいわゆる「ロスジェネ（失われた）世代」の女性で高校・大学卒業後、正規雇用労働者になれずに非正規の職を渡り歩き、その後結婚・出産を機に退職、子がある程度成長した後に学費等の必要に迫られ収入	御意見のとおり、非正規雇用労働者として働く女性への支援に加え、希望する人が非正規雇用から正規雇用へ転換できる事が非常に重要であると認識しております。 国、県及び地域産業団体等と連携し様々な支援施策を周知展開していく必要がありますので、該当部分の表現を「女性の割合が高いパートタイム労働等の非正規雇用労働者の就労支援を継続し、 <u>することに加え、非正規雇用から正規雇用への転換を希望する方の正規雇用化を支援するなど、様々な就業形態で働く方々の労働条件を向上させ、安心して働くことができる労働環境の整備を促進します。</u> 」へ修正します。 また、主な施策（14）を、「女性の就業継続・再就業支援・ <u>正規雇用化</u> 」に修正するとともに、具体的な取組として、「 <u>③非正規雇用から正規雇用への転換を希望する方の正規雇用化に向けて、関係機関と連携し、企業への普及・啓発を行います。</u> 」を追加します。	商工課	有

番号	章・施策	頁	意見の内容	回答	担当課	修正の有無
			の高い正規の職を探すも見つからないといったケースが顕在していることは、労働問題・世代間格差の問題であると同時に、ジェンダーの問題でもあります。そういった女性たちが正規の職にありつけるための方策も求められているのではないのでしょうか。			
5	第3章 3.2 基本目標Ⅲ 基本方針8 (20)①～③ (21)⑥	26	担当課に、学校教育課を付け加えていただきたいです。 DV防止教育は子どもの時から必要です。虐待（親、教師を含め）、いじめ、デートDV等は密室で行われることが多く、その環境のため自分が被害者であるとも知らないことがあります。相談できたとしても友人など視野が狭くなっており、そのため表面化できず、その間に暴力が加速し被害が拡大する恐れがあります。 性教育、性暴力は保護者が子供へ伝えられない、どう教えればよいか分からない。などデリケートな課題でもあります。 そのため多数の保護者は学校の教育の場で教えてもらいたいとの声があります。 また、いじめやデートDV相談は学校や教師に相談できる唯一の場でもあります。 学校、教師が芯からDV防止啓発、被害者支援を行うためにもDVを知ること、また生徒へ理解、寄り添いが重要です。 そのため、学校、教師のためのDV防止啓発講座を行うことも大切です。 上記の背景を踏まえ、学校での啓発教育は重要であ	学校教育では、あらゆる暴力の根絶を目指して、日々の指導と暴力排除の取組を実践しており、子どもの様子に違和感があった際は、相談活動を行う中で本人の困り感を引き出して、いじめや虐待として対応する場合があります。 当計画においては、主な施策「(20) 女性等に対する暴力防止の啓発の強化」の具体的な取組として、DVや虐待の防止、デートDVに関する取組を①～③に分割して取り組むこととしておりますが、学校教育としては「④かけがえのない生命や人権を尊重する教育を充実します」の中で、教師や児童・生徒に対するDV・虐待防止の教育を、かけがえのない生命や人権を尊重する教育の一貫として、包括的に取り組んでまいりますので、①～③に学校教育課の記載はしないこととします。 また、主な施策「(21) DV等根絶のための相談機能・支援体制の充実」の具体的な取組である「⑥DV、性犯罪・性暴力の防止・被害者支援のため、以下の相談窓口を周知します。」については、学校教育課を担当課に加え、他課と連携しながら相談窓口等の周知を行ってまいります。	学校教育課	有

番号	章・施策	頁	意見の内容	回答	担当課	修正の有無
			り、担当課に学校教育課を加えていただくことは重要と考えます。			
6	第3章 3.2 基本目標Ⅲ 基本方針9 (24)⑨	29	計画改定における視点では、SDGsとの関連を打ち出していますが、男女共同参画社会の実現のために最も必要なSDGsのゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」について、具体的にふれられていないのが残念です。計画のなかで、「ジェンダー平等」についての記述があるのは、基本方針9の(24)⑨パートナーシップ制度の部分だけなので、もっと明確に基本方針に「ジェンダー平等を実現しよう」という目標を掲げるべきだと思います。	SDGsのゴール5「ジェンダー平等の実現」については、社会的性差にかかわらず、社会全体の様々な状況において、個人が平等な状態を実現することであると捉えております。 このため、この計画を全体的に推進することがSDGsのゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」につながっていくものと考えています。	地域振興課	無
7	第3章 3.2 基本目標Ⅲ 基本方針10 (27)①	30	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの観点から、若い世代への性教育が必要と考えます。現在の学校教育では十分な性教育が行われていません。健康課が中心となって、中学生から20代ぐらいまでの世代に包括的な性教育を行っていく必要があると思います。	性教育については、学習指導要領の中で、発達の段階や、学校全体での共通理解、保護者の理解に配慮した上で集団指導と個別指導の両面から計画性をもって実施することと定められており、小学校・中学校・高等学校それぞれの発達段階に応じた指導がなされています。また、一部学校では、産婦人科医の外部講師にお話しいただく機会を設けるなどし、理解促進を図っております。さらに、社会教育文化課が中心となり、高校生向けに赤ちゃんとの触れ合い体験事業を通じた教育を行っています。高校生以降の方につ	社会教育文化課・ 学校教育課・ 健康課・ 地域振興課	有

番号	章・施策	頁	意見の内容	回答	担当課	修正の有無
				いては、健康課では妊娠・出産期や成人期・高齢期等における女性の健康づくりの支援を行っているところですが、今後、市民向け講座の開催や大学と連携した取組などの充実を検討してまいります。 また、主な施策（27）「生涯にわたる健康づくりの推進」の具体的な取組①を、「<u>①学校教育や社会教育における性教育などにより、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識啓発を行います。</u>」に修正します。		